

NPO 法人有明海再生機構シンポジウム
今こそ有明海の現状と未来を考えよう

第2回 目前に控えた開門問題について考える



平成25年10月13日(日) 13:00~16:30

アバンセ 4階 第1研修室

主催 特定非営利活動法人有明海再生機構

【開催趣旨】

裁判で決定している開門調査の開始期限である 12 月が迫ってきました。司法が決定したことなので、開門調査が実施されるのは確実ですが、調査費を除いた準備費だけで 290 億円の巨費を投じる調査であるにもかかわらず、開門調査で何が分かるのか、どのような環境改善が期待できるのかの議論は深まっているとは言えません。

また、関係者に開門問題＝有明海再生問題という認識が強く、司法で開門が決まると、日に日に有明海再生問題に関心が薄くなっていることも気になります。その一方で、開門に対する反対活動は強まり、開門実施に向けて混迷の度合いが深まっています。開門調査が差し迫った今だからこそ、もう一度国任せでは無く地域自身で、有明海の現状と未来について考え、その中で開門調査の在り方を考えることは意義深いことです。NPO法人有明海再生機構では「今こそ有明海の現状と未来を考えよう」をテーマに、今年度の5月より3回シリーズでシンポジウムを予定しており、今回は2回目にあたります。

【プログラム】

1. 開会 13 : 00～13 : 05

主催者挨拶

有明海再生機構 理事長 荒牧 軍治

2. 第1部 基調講演 13 : 05～14 : 35

「有明海問題の現状と今後の道筋について」

有明海再生機構 顧問 川上 義幸

「構造対立から創造的政策への転換」

北海道大学大学院 教授 宮脇 淳

(休憩) 14 : 35～14 : 45

3. 第2部 意見交換会 14 : 45～16 : 30

座長

有明海再生機構 理事長 荒牧 軍治

コメンテーター

九州大学 名誉教授 楠田 哲也

九州大学 特命教授 小松 利光

佐賀大学 教授 大串 浩一郎

有明海再生機構 顧問 川上 義幸

第1部 基調講演 講演者略歴

宮脇 淳（みやわき じゅん）氏

北海道大学法学研究科・公共政策大学教授

日本大学法学部卒業。参議院事務局、経済企画庁、株式会社日本総合研究所主席研究員を経て、1998年北海道大学大学院法学研究科教授、2005年より同大学公共政策大学院教授。2007～2009年内閣府地方分権改革推進委員会事務局長を兼務。2011年4月～2013年3月まで同大学院院長。（現在）国土交通省国土審議会委員、総務省第三セクター等あり方研究会座長、名古屋市第都市制度懇談会委員、小牧市総合計画審議会会長等。

専攻は、行政学，政策論。

著書：『政策思考基礎講座』・『自治体戦略の思考と財政健全化』（ぎょうせい）『創造的政策としての地方分権』（岩波書店）、『図説財政のしくみ Ver.2』（東洋経済新報社）ほか多数。

川上 義幸（かわかみ よしゆき）氏

国立大学法人佐賀大学監事・NPO法人有明海再生機構顧問

1979年 九州大学大学院工学研究科修了、建設省入省（中部地方建設局三重工事事務所）

1985年 九州地方建設局筑後川工事事務所調査課長、1989年 建設省大臣官房政策課課長補佐、1991年 九州地方建設局武雄工事事務所長

2001年 国土交通省土地・水資源局水資源部水資源課水資源調査室長、7月 佐賀県土木部長、2003年 佐賀県副知事就任、2007年 佐賀県副知事退任（在任期間3年7月）国土交通省退職、2008年 国立大学法人佐賀大学監事（現在）

有明海問題の現状と課題解決に向けた今後の道筋について(議論材料)

25/10/13

有明海再生機構顧問

川上義幸

1 現状に対する問題認識

①有明海、有明海問題に関心がないのはなぜか。

→有明海に対して、人が寄りづらい、使いづらい(干拓、干潟の形成、高潮堤防)。大規模公共事業と水産補償に代表される利害関係の海。身近な水産資源になっていない(ノリは贈答、タイラギは料亭)。調査研究分野で有明海はメジャーではない。

②豊穡の海とは何か。

→漁獲高のピーク時に戻すことが話題となるが、果たしてそうか。水産資源量は多様な自然環境の影響を受けるし、漁獲高は乱獲という人為的要素が加わる。そもそも有明海では生物の多様性の視点が欠けている。

③有明海異変とは何だったのか。これに対して科学は回答を用意したか。

→異変後、有明海ノリ不作等第3者委員会において当時の限られた科学的知見の中から見解が示され、その後得られた科学的知見に基づき必要な修正がなされないまま現在に至る。当時、諫干事業潮受け堤防排水門の開門がホットな話題となり、その後にも影響。環境省有明海・八代海等総合調査評価委員会で有明海異変について総括すべきで、開門についての基本的事項について言及すべき。

④司法決定は地域に何をもたらしたか。

→「今般の高裁判決を重く受け止め、長年にわたる争いに終止符を打ち、解決の方向性を早急に提示することが内閣の責務であると考えました。このため、有明海の再生を目指す観点から総合的に判断して、上告しないことを決定しました」という当時の政府の判断で開門が決定されたが、何をもち争いに終止符を打てると思ったのか。全く地元事情の理解せずに丁寧に手続きが行われなかったことが「混乱の現在」につながっている。ただ、政府の判断の背景に、調整池に水質問題等、諫干事業に対する事業の適性について問題提起をした点に注目。

そもそも司法にすべてを委ねるのでは限界。地域が地域の問題として真剣に有明海問題を考えないといけない。

⑤関係者は社会問題となった有明海異変から何を学んだのか

→まず、関係者とは誰か。漁民、農民だけか。責任の所在がはっきりしないことが問題。責任のある関係者には地元を中心とした政治家、農水省、環境省等の国の行政機関、関係4県が考えられるが、これまで何をしてきたか。

今また、同様な大規模な異変が起きたら、誰が中心となってまとめ調整するのだろうか。そろそろ有明海の管理者をどうするか議論すべき。そして、諫干問題とは別に、これまでの科学的知見や考えられる新たな取り組み(有明海干潟のラムサール条約指定等)などをも

とに有明海の将来像について議論すべき時期。

2 問題からみえてくる課題

①有明海異変の検証

・得られた科学的知見に基づき、有明海ノリ等第3者委員会の意見の総括し、その延長上での開門調査の意義、限界の明確化すべき(科学が果たすべき役割)。このことに対する環境省有明海・八代海等総合調査評価委員会、有明海再生機構の役割。

・諫早干拓事業の総括

②有明海の管理者の設置

・関係者とは。関係者の役割は。

・議員立法の特措法の再構築。今日的な問題としてクローズアップされている諫干事業を含めるとともに有明海の将来ビジョンの作成とその管理を明記するとともに、関係者の役割を明確化。

・海洋基本法に期待。しかし、水産のことはわかっても、それも含めて海全体のことを理解するような教育のシステムもないし、人材を教育していくという教育システムというものも構築できていない

・有明海への河川流入量が一番多いのが筑後川であるから、何らかの形で有明海の関係者に福岡都市圏を入れるべき。

③水産業の強化、適正化

・主産業であるノリ養殖の6次産業化。

・タイラギ養殖の可能性の追求とタイラギの生態と有明海の自然環境との関係の研究。

・二枚貝(アサリ、サルボウ、カキ)の復活。

・水産行政の目指すべき方向「水産業の持続性と生物の多様性」

④地域を巻き込んだ有明海の将来ビジョンの作成および具体的な取り組み

・このことに対する地域 NPO の有明海再生機構等の役割。

・具体的な取り組みとして、有明海干潟のラムサール条約指定、サルボウ等の大衆食材をもとに新たな食文化(B 級グルメ等)の創造等。

⑤持続的な有明海調査研究の実施

・大学改革の際に、佐賀大学に有明海バーチャル研究所の設置。

・環境省で実施した調査研究ロードマップの更新。

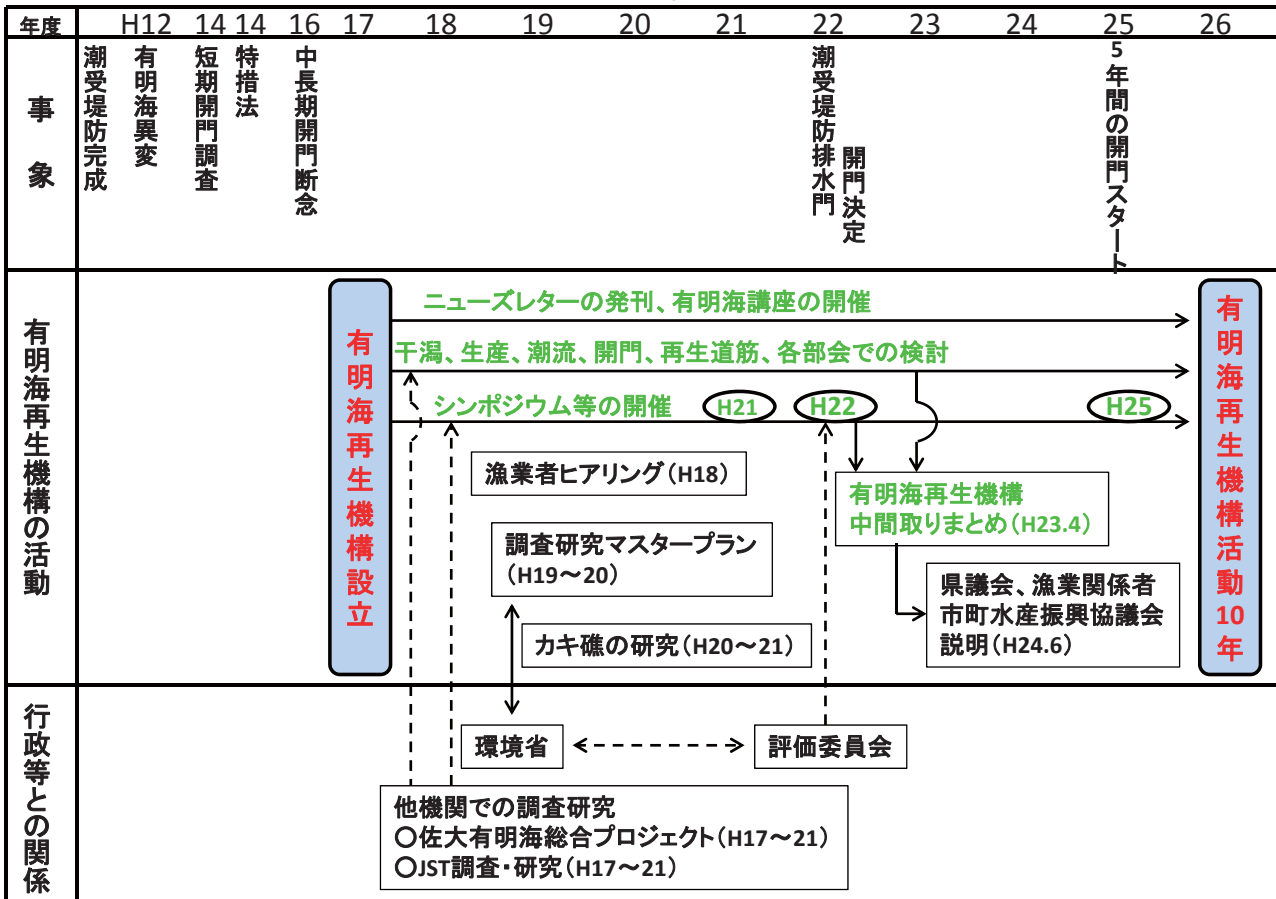
・環境省有明海・八代海等総合調査評価委員会及び有明海再生機構の役割、位置づけ。

・海学のススメ

諫干事業の推進	年号	裁判
第三者委員会が潮受堤排水門の開門調査を提言	H13	
農水省が短期開門調査を実施	H14	佐賀地裁に漁業者が諫早湾干拓工事差し止めの仮処分請求(本訴も提起)
	H15	漁業者が公害等調整委員会に原因裁定を申請
亀井農水大臣が「中・長期開門調査を実施するのではなく、これに代わる方策を進めていく」との判断を示す	H16	佐賀地裁が諫早湾干拓事業の工事差し止め仮処分決定
	H17	福岡高裁は、佐賀地裁の諫早湾干拓工事差し止め仮処分決定を取り消す 公害等調整委員会、漁業者等の申請を棄却 最高裁は、漁業者側の抗告を棄却
諫早湾干拓事業の完工式実施	H19	
諫早湾干拓事業造成農地の営農開始	H20	小長井・大浦の漁業者が開門と損害賠償を求めて長崎地裁に提訴(第1次訴訟) 諫早湾干拓潮受堤防の撤去等を求めた裁判の佐賀地裁判決(3年以内に5年間の排水門の開放を命じる判決)
若林農水大臣談話		
国(九州農政局)が、「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価方法書(素案)」説明会を開催	H21	
諫早湾干拓事業検討委員会(郡司座長)が、赤松農水大臣に「環境影響評価を行った上で開門調査を行うことが妥当と判断する」との報告書	H22	小長井町漁協、国見漁協及び瑞穂漁協の漁業者が、排水門の開門を求めて、長崎地裁に提訴(第2次訴訟) 諫干潮受堤防の撤去等を求めた裁判の福岡高裁控訴審で1審の佐賀地裁判決を支持する判決(排水門の5年間の開放を命じる判決) 福岡高裁控訴審判決が確定し、開門調査の実施が決定
国(九州農政局)が、「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価準備書(素案)」を公表	H23	小長井町漁協と瑞穂漁協の漁業者が、排水門の即時開門を求めて長崎地裁に提訴(第3次訴訟) 長崎県農業振興公社などが、開門差し止めを求めて長崎地裁に提訴 長崎地裁第1次(小長井・大浦)訴訟判決(開門認めず、一部損害賠償を認める) 開門差し止めを求めた訴訟の原告が、開門差し止め仮処分を長崎地裁に申請
国(九州農政局)が、「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価評価書」を公表	H24	

出典/佐賀県資料をもとに作成

有明海再生機構の歩み



構造対立から創造的政策への転換

1. 有明海問題の政策論からの現状評価

(1) 構造的対立の深まり

○有明海周辺・公共空間（地域）内の相矛盾する解の存在。

構造的対立とは、相互に排他的な解決点を持つ二つ以上の考えが同一空間に共存すること（すなわち、共通の解決点が見いだせない状況）を意味します。問題に対して矛盾する解決策を政策議論へ参加する主体（地域）の内側に抱えているために深刻化しやすい状況になります。相互の考え方の解決点が自らの内部に矛盾して共存しているため、その解決点を確定できない構造といえます。

(2) 構造的対立への処方箋

① えられる対立領域の形成

政策議論によって新たな枠組みを形成することを断念し、足元の対立による損失を最小化することで現実的な結論に手を伸ばす戦略です。現実的な結論に手を伸ばす妥協的手法であり、本質的に政策課題を先送りする性格を持っている。

② 対立の操作

課題が解決しない場合の否定的な構図を提示し、解決策の模索に向けた行動を惹起する方法です。この方法では、実行しないかまたは不十分な実行に伴う否定的な構図を提示し、議論による検証を活性化させた上で解決策に向けた行動を起こさせることになります。

③ 意思力の操作

見てみたいと考える理想的構図を大胆に提示し、構造的対立を克服する戦略で、「対立の操作」と異なる点は、否定的な構図ではなく、対立している当事者にとって共通して見てみたいと願う理想的な構図を積極的に模索し提示することでその実現に向けて協力する流れに導く方法と言えます。

2. 法的思考から政策思考への進化

(1) 法的思考・・過去を見る思考

法的思考は、①人為的に定められ特定の社会で実効性を持つ実定法の基準に従うこと、②事実関係の認識と法的分析を行うこと、③過去の紛争を事後的個別的に検証すること、④白黒の二分法的思考が中心となること、⑤十分な証拠に基づく推論を重視すること、⑥裁判においては訴えの利益が必要となり個別事件が単位となること、などが特色となります

(2) 政策思考・・将来を見る思考

政策思考は、①現在の制度に配慮するもののそれに囚われることなく、②将来志向的かつ包括的な視点で検証することを基本とし、③二分法に囚われない幅広い選択肢を発掘すること、などを特色とします。構造的対立が深まった状況では、政策思考による創造的視野がより重要となります。

(3) 地域問題に対する法的思考の限界

ADR とは、地域で生じる利害関係者間の紛争に関して NPO や法律専門家等第三者を活用し裁判外で解決する「裁判外紛争処理」(ADR=Alternative Dispute Resolution) 制度で法的(「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」・ADR法)に導入されています。ADR の具体的形態としては、弁護士等法律専門家が関与する形態、PL(製造物責任)センター等業界が関与する形態、NPO や専門家集団による独立形態などがあります。この ADR は、地域の PPP、パートナーシップの重要な応用形態であり、①紛争当事者間の対立関係が深刻である場合、地域問題の解決において司法制度の活用が困難となりやすいこと、②日常的な法制度による救済には画一性・限定性が強く地域問題には対応困難な面が多いこと、③地域問題を司法制度に委ね法的に解決しても地域内の実質的対立が深刻に残されやすいこと、④司法資源に限界があり裁判所による紛争処理に質的・量的な限界があること、⑤利害関係者側の価値観の多様化が進み画一的・伝統的な紛争解決手段自体が十分に機能しないことが挙げられます。ADR は、裁判制度による救済の限界を超えた解決といった司法制度面の限界だけでなく、地域のコミュニティーが一体となって問題解決に当たり地域の共助力、相互信頼の再生を図る取組です。

(4) 二項対立の限界

二項対立は、黒白思考、あるいは偽りの二分法とも呼ばれます。個々の場面をすべて両極端の位置づけで認識し、両極端の間で占めることのできる結論の可能性を排除してしまうことを意味します。こうした議論は、二大政党制をはじめとした政治的に予め描いた単純化されたカテゴリーを経済社会に具体化させようとする姿勢の場合にとくに生じやすい構図です。公共政策を思考する選択肢を両極端の二か所に封じ込められ、勝つか負けるかの分捕り合戦とならざるを得ません。

二項対立の最大の問題点は、政策の選択肢を両極端の選択肢に限定してしまい、この中間に位置している代替的選択肢を無視してしまうことにあります。民主主義に則った議論であっても、議論への参加者が予め用意した単純化されたカテゴリーの主張に終始し、中間に位置した選択肢を議論の対象としない場合、そこでの結論は両極に埋め込まれた極めて限定的なものにとどまることになります。

(5) 輿論と世論

政治、行政を問わず大きな制約要因として世論が挙げられます。「世論」は「せろん」、「よろん」の二つの読み方をしますが本来別の意味で、「よろん」は「輿論」が元々の漢字です。世論、輿論ともに公共の問題について多くの人たちが共有している意見を意味しますが、世論は、マスメディアなどから形成された社会の空気、多勢に流された意見、特定の大きな声による利害で形成された意見などを意味し、輿論は議論や対話を展開した上で形成された意見を意味します。政策議論に資する存在は輿論であり、世論だけに迎合すればポピュリズムが深刻化し政策の失敗の連鎖に結び付きます。

3.有明海問題の政策議論に必要なこと

(1) 「場」の形成

たとえば、ADRを支えるのは、コンセンサス・ビルディングであり、その基本はメディエーションの応用・充実にあります。メディエーションは利害関係者の言い分を十分に引き出し結論に結び付ける「援助者」としての「場」として機能することであり、感情と事実関係を明確に区別し中立的な立場から議論の場を形成し、当事者とならずまた自ら審判を下すことなく合意形成に導くものです。コンセンサス・ビルディングを柱としたADRの段階は、予備と本番があり予備段階は紛争に関する基本的な情報を収集し本番の紛争アセスメントを行う意義について評価する段階です。

(2) 「公理」の共有、「正義」の形成

政策議論で公理とは、政策の理想を導き出す根底に存在する基本的な価値観を意味します。対立する利害の中でも必ず共有できる価値観があります。まず、そのことを発掘は確認することから始めます。その上で公理を政策議論を通じて広げて行く必要があります。

政策議論での正義は、民主主義の権威に裏打ちされた公理を実現するための選択肢を意味します。このため、一般社会の道徳的正しさの「正義」とは異なり、公理に基づく民主主義の結論によりその内容は変化します。すなわち、政策議論には絶対的正義は存在しません。だからこそ議論が必要となります。

(3) 客観性の担保

客観性とは、比較可能性と予測可能性を担保することを意味します。主観的な説明、独りよがりの数字ではなく、希望すれば他と突き合わせることで実態を多面的に検証できる前提を持った情報です。他と比較できることでその違いの理由を探り、違いを発生させる別の視点を見つけ出し、そこからさらに将来への異なった道筋を予見することが可能となるからです。違った立場の情報を比較し、より良い結論を導くことが客観性を持った議論であり、それぞれの情報を発信するだけでは主張に過ぎず客観性を持っているとは言えません。

(4) 公共性とは何か

以上

第2部 意見交換会

座長

荒牧 軍治（あらまき ぐんじ）氏

佐賀大学名誉教授・NPO法人有明海再生機構理事長・NPO法人有明海ぐるりんネット代表理事

九州大学大学院工学系研究科修了後、佐賀大学理工学部講師、助教授、教授
佐賀大学情報処理センター長、学生部長、副学長
環境省有明海・八代海総合調査評価委員会委員長代行
佐賀大学有明海ぐるりんネット総合研究プロジェクト長

コメンテーター

楠田 哲也（くすだ てつや）氏

九州大学東アジア環境研究機構特別顧問・名誉教授。

九州大学工学部卒業。九州大学工学部講師、助教授、教授、環境システム工学研究センター長を経て、2006年より2013年まで北九州市立大学国際環境工学部教授。2002-2004年水文水資源学会長、2007-2010年内閣府公害等調整委員会専門委員、2004年中国西安建築科技大学荣誉教授。（現在）国土審議会特別委員，社会整備審議会専門委員，有明海八代海等総合調査評価委員会副委員長，島根大学汽水域研究センター研究推進協議会委員。

著書：蘇る有明海-再生への道程，河川汽水域，Yellow River-water and life-，水資源综合评价模型及其在黄河流域的应用等多数

小松 利光（こまつ としみつ）氏

九州大学工学研究院 特命教授・名誉教授

九州大学大学院工学研究科博士課程修了、九州大学工学部助手・助教授を経て1991年九州大学教授。2012年定年退職し、現在同大学特命教授・名誉教授。土木学会理事・水工学委員会委員長、日本学術振興会学術システム研究センター専門研究員等を経て、現在国土交通省河川維持管理評価委員会委員長、ダムフォローアップ委員会委員長、環境省有明海・八代海評価委員会委員、環境省環境研究総合推進費S-8-2の研究代表者。日本学術会議会員、世界工学組織連盟(WFEO)副会長。

専攻は環境水理学・沿岸域環境学。

著書：「流木と災害」（監修）技報堂、「新編水理学」（監修）理工図書等。

大串 浩一郎（おおぐし こういちろう）氏

佐賀大学大学院工学系研究科教授

九州大学大学院工学研究科修士課程修了。1986年佐賀大学理工学部助手、2004年同助教授、佐賀大学大学院工学系研究科准教授を経て、2011年より佐賀大学大学院工学系研究科教授。2005～2010年佐賀大学有明海総合研究プロジェクト副プロジェクト長。（現在）NPO法人有明海再生機構研究企画委員会委員、城原川未来づくり懇談会座長、NPO法人有明海再生機構再生道筋検討部会部会長、国土交通省九州地方整備局九州河道管理研究会委員、佐賀県森林審議会委員等。

専門は、水工水理学、河川工学。

著書：『川の技術のフロント（共著、技報堂）』、『川の百科事典（共著、丸善）』、『新編水理学（共著、理工図書）』等。

川上 義幸（かわかみ よしゆき）氏

第1部 基調講演 講演者略歴 参照

本日は、NPO 法人有明海再生機構シンポジウムに来場を賜り誠にありがとうございました。

シンポジウムの議論の内容について御気付きの点や質問事項などございましたら、本日もお配りいたしましたアンケートの設問 7 にご記入いただくか、有明海再生機構のメールアドレス npo-ariake@ceres.ocn.ne.jp までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、アンケート内容、ご質問等につきましては、後日、議事録、ホームページなどに記載させていただきます、あらかじめご了承ください。

特定非営利活動法人有明海再生機構
〒840-0041
佐賀県佐賀市城内一丁目 5 番 1 4 号
佐賀県自治会館 4 階
電話（FAX 兼用）0952-26-7050
E メール npo-ariake@ceres.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.npo-ariake.jp/>

参議院予算委員会から関係部分を抜粋(金子原二郎議員の質問)

平成 23 年 07 月 07 日

○金子原二郎君 諫早干拓の問題についてお尋ねいたします。

六月二十七日に出された長崎地裁の判決は、諫早湾干拓事業の公共性ないし公益上の必要性を認め、開門請求は認めませんでした。この判決は国の主張が認められたものと解釈していいのかどうか、法務大臣の見解をお伺いします。

○国務大臣（江田五月君） 長崎地裁の訴訟においては、国の方は、これは開門の請求に対して棄却を求めておりまして、これが認められたわけで、この点では国の主張が認められたものと思っております。

○金子原二郎君 そうしますと、総理が今年の十二月に福岡高裁の判決に基づきまして、地元は上訴してもらいたい、上告してもらいたいという、また法務大臣も農林水産大臣もそれぞれがやっぱり所管大臣として是非これは上告して闘うべきだといった中で、全く地元の国会議員も無視してしまっただけで独断で総理が、しかもそのときの総理の発言を聞きますと、判決は重い、高裁の判決は重い、かねてから私は諫干に関心を持っておったと、だから、この際、上告を取りやめるということになったんですが、何で、もう少し慎重にやっておれば、こういう判決がまた出たわけなんですから、それをどうお考えですか。

○内閣総理大臣（菅直人君） 金子議員はもちろん御地元でもありますし、御両親の時代からのいろいろな懸案の経緯は私以上に詳しい方だということは私もよく知っております。

その中で、この諫早干拓について、いろいろ事業そのものにも工事の途中から議論がありました。しかし、それはそれとして完成をしたわけでありまして。そして、その後、この水門が閉じられて内部のいわゆる淡水化された水が、かなり汚染されたものが門の外に出されることによる悪影響についていろいろな漁協から指摘があり、裁判になったと理解をいたしております。

そういう中で、福岡高裁の判決に対して、私は、たしか五年間の開門調査ということでありましたけれども、それは行うべきだと、このように考えておりましたので、上告をしないで、それを上告しない形で判決が確定したと、このような経緯であります。

○金子原二郎君 総理は、諫早干拓についてはもうかねてから無駄な公共事業と言って、いつも言っていたんですよ。どうも国民の一部にもそのように誤解があるように私は思うんですね。

そこで、この事業は、当初は昭和二十八年に食糧増産と防災を目的としての国営事業として開始されました。紆余曲折が随分いろいろありました。昭和四十三年度に当時の知事が、今度は一万ヘクタール締め切って六千ヘクタールの土地を造るという南部総合開発構想を出したんです。ところが、地元の反対でなかなか着工できなかった。特に県外漁民、県内の漁民も全て反対だった。だから、反対だからこそどうにかしなきゃならぬということで、昭和五十七年の時の大臣がこれを打ち切りをしました。打ち切った中で、そして新たに防災を主とする事業として三分の一に縮小してこれが進捗してきたわけなんです。そのときになぜこの防波堤を造らなきゃいかぬ。複式干拓方式ですよ。これは、ちょうどこれ着工したのは鹿野さんが大臣のときじゃないですか、たしか、平成元年ですから。大臣のときに着工したはずですよ。だからそういう中で、いや大臣が。

それで、複式という方式を取らざるを得なかったその理由を農林水産省の立場でちょっとお話を
していただきたいと思います。

○**国務大臣（鹿野道彦君）** 諫早干拓事業につきましては、諫早湾の湾奥部を潮受け堤防で締め切
りまして、その中に調整池と干拓地を造成するという複式干拓方式が実施されたわけでございます。

この複式の干拓方式を取ることにによりまして、潮受け堤防で締め切られた調整池を淡水化して、
それを水源とするかんがい用水を確保するとともに、大規模で平坦な優良農地を造成する。これ
と併せて、潮受け堤防で海のいろんなことについての問題点を遮断をして、そして調整池水位を低
く管理をすることによりまして周辺低平地の高潮なり洪水等に対する防災機能を強化すると、この
ような考え方でこの複式干拓方式が取られたものと、このように承知をいたしているところでござ
います。

○**金子原二郎君** 複式をやらざるを得なかった。その事情はこのパネルを御覧になっていただけれ
ば分かる。（資料提示）

今、この有明海全体の潮の流れというのは時計の針と反対なんです。結果的には、この潮の流れ
に、各県のいろいろな堆積されたものが最終的にはこの諫早湾に全部集まってしまっているんです
よ。だから、ほかの地域の干拓地の、どちらかという大きい川があつて上から流れ込むんですが、
ここの場合は海から来るものを防がない限りは、これはもう対応のしようがないわけなんですよ。
しかも、毎年干潟がだんだんだんだん大きくなっていて、かつては、この潮受け堤防を造らない
ときにはこういうふうな人力でやっていたわけなんですよ。

だから、こういう地元の事情があつた中でこの事業は行われたわけですから、どうしても複式で
やらざるを得なかった。しかも、地域の皆さん方が安心して生活をしていくためには必要だった。
農業というのは後から付いたものですよ、その後は。正直言って、やっぱりあの周辺、約六百年掛
けて、大体全体で二千七百ヘクタールぐらいありますから、その辺の皆さん方はもう今も農業をや
っている方もおるし、八百戸ぐらいの住んでいる方たちが、大雨が降るとほとんど洪水、浸水して
いたわけなんですよ。ところが、この防波堤ができたことによって、これは完全になくなっちゃつ
たんです。まあ、どうしても排水関係がうまくいかないとき、一年に一回や二回はありましたけれ
ども。

そういう地域の実情ということを知った上で、私は、総理、判断したのかどうか。こういう状況
だったということは知っていましたか。

○**内閣総理大臣（菅直人君）** 先ほど申し上げましたように、金子議員は、先代の時代からこの問
題かかわっておられますから、私よりも詳しいことはよく分かっております。しかし、私も何度か
足を運び、いろんな関係者から話を聞きました。

今大変重要なことを言われたと思います。つまり、この地域は海の方からいわゆる潟土がどんど
んたまっていくわけでありまして。そして、ここに六百年という数字を書かれています。私のお聞
きしているのは、歴代、だんだんと潟土が集まってきて、簡単に言えば海面の上まで、海面が下が
ったときには出てくると。それを何年間、例えば百年とか二百年に一度、地先干拓、もちろん金子
先生は御存じだと思いますが、地先干拓という形で少しずつ前へ前へと堤防を出して、そして農地
を拡大してきたという経緯だと思っております。

ですから、その地先干拓をすれば、その干拓をした更に先に新たな干潟ができる。いわゆるムツ
ゴロウが住む干潟ができる。この干潟は有明海の子宮という言い方もされて、いろいろな魚介類の

卵がここで繁殖をする。あるいは水が、非常に小さな砂ですので、極めて小さな砂ですので、水が、そういう意味では上から流れてきた水も浄化されて、海に流れてもそれが海の害にならない。そういうことでありましたので、私は、長年地先干拓を、何年間、多分百年とか百五十年に一回ずつやられてきた、そういう歴史があると思っております。

それを今回、まさに複式という言い方をされましたが、逆に比較的沖の方に潮受け堤防を造ったことによって何が起きたのか。私は、結局、調整池を造ったことが、淡水化ということだけではなくて、上流から家庭雑排水を含んだ水が流れてそこにたまりますから、しかも相当長期間平均するとたまりますので、それによって言えば水質が悪くなって、それを時折水面の高さを調整するために外の海に、外海に出しておりますので、その外海に出した汚水といいたいまいしょうか、汚れた水の影響がいろいろな漁業被害をもたらしているのではないか、こういう指摘で、もちろん県によっていろいろありますけれども、佐賀県などはそうした認識の下で強くそうした仕組みそのものについても反対があり、開門調査を要求をしてきて、今回の高裁の判決になったと、このように理解をいたしております。

○金子原二郎君 地先干拓をやっていくと、さっきも図面で見たように絶えずミスジがたまって、あれ排水が詰まるわけなんです。だから、しかもまた大雨が降ったときはどうしても塩害があるし、浸水があるし、抜本的な解決をするためには何かあるかということの中で、複式というものが農林水産省の国営事業の中で行われてきたわけなんですから。

総理は反対者の意見ばかり聞いてきたと思うんですよ。地元に住んでいた方々のどうしてこれが必要であったかということをやっぱり考えた上で、我々は苦労に苦労を重ねて、平成十二年にはノリの不作がありました。そして、時の大臣も、一時開けるような話がありましたけど、結果的には、検討委員会をつくって、そして短期、中期、長期の調査を一応提案をされた中で、最終的には長崎県、佐賀県、福岡県、熊本県の知事、副知事、四県の漁連が集まって、そして短期でいいと。短期の調査でいい、漁連が来たんですから、短期の調査でいい。しかも、平成十八年には完成させると約束したんですよ。漁連がそれでいいと言っているわけなんですから。そして、結果的には、そういう中で工事が進んできてこれが完成をした。

今、こういうふうには、ここで約七百人の人が働いていますよ。仮に総理が言うように開門調査をしてあそこに水を入れた場合、短期でやりましたから、私はそのときの状況よく分かっています。塩害が大変ですよ。しかも、短期で開けたために、あの小長井の漁協に約六千万ぐらい漁業被害、半年で払いました。今回、もし仮にあそこを開けて、常時開門して五年間海水ということになれば、それは被害は計り知れないものがある。まず、営農は完全に駄目です。塩水が入ったら下から入ってきます。米だけしか作らなかったというのは、水で抑えていたから米は作れたんですよ、背後地は。しかし、干拓地になってこれが水になったから、背後地の皆さん方も今までは米しか作らなかったのを、畑作も作れるようになって、ハウスも作れるようになったんです。だから、そういうふうな状況に今置かれている中で、高裁の判決の中でも、正直言って、この湾口部とか近傍の漁民には影響あるけど有明海全体には影響ないと言って、高裁の判決でも言っているんですよ。

だから、そういういろいろなものを考えていったときに、私はやっぱり、しかも県と一緒にやってこの事業をやってきたんですよ。一言の相談もなく、ああいう形を取ってしまった。しかも、今回長崎地裁でこういった判決が出たということで、大変混乱でしょう、これは政治的に。だから、私は、やっぱりここはもう一度長崎地裁でこういう判決が出たということを非常に真剣に受け止めていただいて、そして、今後どういうふうに対応していくかということを考えていただかないと。

環境アセスメントもこの前出ました。環境アセスでも、三つのケース、余り金が掛かり過ぎるか

らといって、総理から言われて四つ目を作ったというんですよね。あの三つのケースの中でも、どれも有明海全体に影響はないというふうに環境アセスで出ているんですよ。それは、有明海の、それと諫早湾の与える影響というのは、例えば流域面積でいうと有明海全体のたった三%なんです。それから海面面積でいったら二%なんです。この数字を見ても、有明海全体に対する影響はないということはもう分かると思うんですよ。

私は、是非そういった状況を考えて、仮にもし開けたら、さっきも言ったように大変ないろいろな被害が想像される。一番私が心配されるのはノリ業者の皆さん、あそこは有明海の中で約四、五百億の水揚げがあるんです。あれ、ノリ、もし開けてですよ、常時開門した中で翌年ノリが不作になったと、そうしたら漁民は絶対今度は補償を要求してきますよ。開けたために、要するに開門したためにこうなったということになりますよ。

いろいろなそういう被害が考えられる中で、それは総理は今までライフワークでこの問題に取り組んできたかもしれぬけれども、やっぱり一国の総理ですから。自分のそれは考え方を貫くのもいいでしょう。私も小さい県ですけども知事をやりましたけれども、それは知事をやったらやっぱり全県民の利益を考えながらやっていかなきゃいかぬ。そうすると慎重にならざるを得ない。だから、決断をするときは、必ず多くの人の意見を聞いて、その上で、これをやることによってどれだけのプラスとマイナスがあるかということ判断してやってきましたよ。そうしなきゃ行政というのはやれませんよ。思い付きだけで行政をやっておいたら、結局地元は混乱をしてしまうわけなんです。

私は、是非総理はここはもう一回考えていただきたいということを、農林水産大臣も一緒にやってきたんですよ、裏切ることはやめてくださいよ。一緒になって闘ったんだから、開けさせないというんで、平成十四年も。今回、長崎地裁のこの判決について、私は、一部うわさによると、金銭関係だけ要するに控訴して、開門については控訴しないというような、こういううわさがあるんです。ところが、漁民の皆さん方が仮にこれを控訴したら、国側が開門の話をしなかったらもう明らかに福岡高裁ではこれは勝利は向こうが取るということは分かっている。こんなことをしたら地元はもう絶対に黙っていませんよ。ますます混乱しますよ。どんなに地元に出向いてもこれは解決できませんから、そこを十分に考えた上で対応していただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。